

災害対応業務進捗確認表

項目	対策項目	時期	枝番	活動内容	進捗状況	具体的な状況	担当班
1	災害対策本部の組織・運営	発災時	1-1	災害対策本部を設置する。			参謀本部本部班
			1-2	第1回本部会議を開催する。			参謀本部本部班
			1-3	関係機関に災害対策本部会議への出動を要請する。			参謀本部本部班
			1-4	災害救助法の適用申請を行う。			参謀本部本部班
			1-5	定期記者会見の実施について、報道機関に周知する。			総務企画部広報班
			1-6	広報責任者を設置し、取材ルール(本部会議の公開/非公開)について、報道機関に周知する。			総務企画部広報班
			1-7	代替施設の確保を行う。			参謀本部本部班
1	災害対策本部の組織・運営	応急期(3日)	1-8	行政職員等の支援者等に対し、支援者自身の「こころのケア」を実施する。			総務企画部受援動員班
2	通信の確保	発災時	2-1	防災行政無線の疎通状況の確認を行う。			参謀本部本部班
			2-2	被災地との通信インフラの状況を確認する。			総務企画部庶務班
			2-3	情報が途絶している地域への通信手段の確保策を検討する。			総務企画部庶務班
			2-4	通信施設に被害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政用無線、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。			総務企画部庶務班
3	被害情報の収集	発災時	3-1	人的被害の把握を行う。			福祉部庶務班
							保健医療部保健医療班
							消防部
			3-2	道路等の公共土木施設の被害状況に関する情報を収集する。			都市基盤部建築調査班
							都市基盤部建築調査班
							都市基盤部道路班
			3-3	被害状況等を集約し、定期的に都道府県に報告する。			参謀本部本部班
			3-4	気象庁から、余震に関する情報を入手する。			参謀本部本部班
			3-5	ヘリコプターの派遣要請を行う。			消防部指揮班
			3-6	市有施設(防災拠点・指定避難場所)の状況把握を行う。			各部庶務班
			3-7	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安否確認及び受け入れの可否について把握する。			福祉部救護班
			3-8	危険物施設における被害状況把握を行う。			消防部
			3-9	市管理(道路・河川)施設の被害状況を確認する。			都市基盤部道路班
		都市基盤部下水道班					
3-10	医療機関の被災状況、診療可能な医療機関や救護所(外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等)について把握する。			保健医療部保健医療班			
3-11	ライフライン事業者から停電、断水、ガス供給停止に関する情報(影響範囲、影響戸数、復旧見込み等)を入手する。			総務企画部情報収集記録班			
3-12	学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置等の情報を収集する。			教育部学校教育班			
3-13	情報専門家(マスコミ関係者等)の支援や、情報担当者の情報のトリアージ体制を確保する。			総務企画部情報収集記録班			
3	被害情報の収集	応急期(3日)	3-14	商工会議所・商工会・各種組合団体等と協力し、商工業の被災状況を把握する。			生活支援部庶務班
			3-15	被害金額等の概算を集計し、都道府県に報告する。(①公共文教施設、②農業施設、③その他公共施設、④農産・商工)			①教育部
							②生活支援部庶務班
							③関係各部
		④生活支援部庶務班					

項目	対策項目	時期	枝番	活動内容	進捗状況	具体的な状況	担当班
4	災害情報の伝達	発災時	4-1	地震の規模・発生場所、地余震等に関する情報を、マスコミ・コミュニティFM等の報道機関を通じて伝達する。			総務企画部広報班
			4-2	地震の規模・発生場所、余震等に関する情報を、ホームページにより伝達する。			総務企画部広報班
			4-3	地震の規模・発生場所、余震等に関する情報を、エリアメール等により伝達する。			参謀本部本部班
			4-4	地震の規模・発生場所、余震等に関する情報を、(停電等により情報伝達危機が利用できない場合)回覧板等のローテクを用いて伝達する。			関係各部
			4-6	地震の規模・発生場所、余震等に関する情報を、学校および児童生徒に伝達する。			教育部学校教育班
			4-7	地震の規模・発生場所、余震等に関する情報を、NPO等を通じて伝達する。			生活支援部庶務班
			4-8	津波や土砂災害等の危険が予想される範囲に、避難勧告、指示等を伝達する。			参謀本部本部班
			4-9	避難勧告、指示等を発令した場所において、避難誘導を行う。			福祉部救援班
			4-10	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行う。			参謀本部本部班、消防部
			5	応援の受入れ	発災時	5-1	応援協定に基づき、応援要請を行う。
5-2	消防(緊急消防援助隊)の派遣要請を行う。						消防部指揮班
5-3	自衛隊の災害派遣要請を行う。						総務企画部受援動員班
5-4	民間団体等への支援要請を行う。						各部庶務班
5-5	連絡窓口を指定する。						関係各部
5-6	物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設を指定する。						総務企画部受援動員班 関係各部
5-7	応援隊事務室を設置する。						参謀本部本部班 総務企画部受援動員班
5-8	宿泊場所及び宿営地を確保する。						総務企画部受援動員班
5-9	車両集結場所を確保する。						総務企画部車両班
5-10	燃料を確保する。						総務企画部車両班
5-11	食事及び炊事施設を確保する。						(総務企画部受援動員班)
5-12	ヘリコプター離着陸適地を確保し、関係団体に周知する。						参謀本部本部班
6	広報活動	発災時	6-1	避難所の開設状況について広報する。			総務企画部広報班
			6-2	市民等の安否確認状況について広報する。			総務企画部広報班
			6-3	ライフラインの被害状況、二次災害防止のための措置、復旧見込みについて広報する。			都市基盤部庶務班 水道部庶務班
			6-4	下水道等施設の被害状況に応じ、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。			都市基盤部庶務班
			6-5	住民問い合わせ対応窓口を設置する。			生活支援部相談班
			6-6	交通規制の実施状況について広報する。			都市基盤部道路班
			6-7	交通機関の復旧見込みについて広報する。			総務企画部広報班
			6-8	水や食料等の確保について広報する。			総務企画部広報班
			6-9	保育、教育及び社会福祉施設等について広報する。			児童部庶務班
							教育部庶務班
							福祉部庶務班
			6-10	危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大する恐れがある場合は、必要な広報活動を行い、必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。			参謀本部本部班 消防部 総務企画部広報班 施設所管室課
			6-11	救援物資の受入れについて、被災地外に広報を行う。			生活支援部物資班
			6-12	義援金の受入口座について広報する。			福祉部救援班
6-13	災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等による安否確認について周知する。			総務部庶務班			
6-14	学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置などの情報について広報を行う。			教育部学校教育班			

項目	対策項目	時期	枝番	活動内容	進捗状況	具体的な状況	担当班
6	広報活動	応急期 (1日)	6-15	報道内容やインターネット上の情報を確認し、風評被害の発生等を防止するための情報発信等を行う。			総務企画部広報班
			6-16	災害ごみの処理について広報する。			環境部庶務班
			6-17	テレビ・ラジオ等の情報伝達機器を避難所等に設置する。			生活支援部物資班
			6-18	屋外避難者や車中避難者等、指定避難所以外にいる避難者向けに、FMラジオ(カーラジオ)を用いた情報提供等を実施する。			生活支援部庶務班
			6-19	建物応急危険度判定、宅地危険度判定の実施について広報する。			都市基盤部庶務班
			6-20	診療可能な医療機関や救護所(外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等)について広報する。			保健医療部庶務班
6	広報活動	(3日) 応急期	6-21	被害認定調査の実施について広報する。			生活支援部調査班
			6-22	罹災証明の発行手続きについて広報する。			生活支援部庶務班
			6-23	被災中小企業者等の金融相談等の窓口を設置し、広報する。			生活支援部庶務班
			6-24	災害ごみの分別や排出方法等について広報を行う。			環境部庶務班
7	救助・救急活動	発災時	7-1	救護所を設置する。			保健医療部保健医療班
			7-2	死傷者の救出、搬送を行う。必要に応じて、重症者をヘリコプター等により被災地外に広域搬送する。			消防部
			7-3	行方不明者の捜索を行う。			消防部
			7-4	遺体の安置所(寺院、市有施設等)を確保し、関係機関に周知する。			福祉部救護班 (生活支援部物資班)
			7-5	遺体の搬送車両、棺、ドライアイス等を確保する。			福祉部救護班 (生活支援部物資班)
			7-6	必要に応じて、医療・保健の専門家の派遣を要請する。			保健医療部庶務班
			7-7	外部支援医療・保健チームを円滑に受け入れるための体制の整備・周知を行う。			保健医療部保健医療班
			7-8	人工透析等の緊急を要する傷病者は、水の供給状態が不十分となったとき、県及び防災関係機関の協力を得て被災地域外の透析可能病院へ搬送する。			保健医療部保健医療班
			7-9	車中泊の人等のエコノミークラス症候群の注意喚起を行う。			生活支援部庶務班
7	救助・救急活動	応急期 (1日)	7-10	遺体の保護、埋葬が困難な場合、都道府県及び他市町村に対し応援要請を行う。			福祉部庶務班
			7-11	傷病者等に対する救護班・医療機関の受診の推奨を行う。			保健医療部保健医療班
7	救助・救急活動	(3日) 応急期	7-12	医師・保健師等と連携し、インフルエンザや感染症予防の保健指導、被災者の健康管理相談等を行う。			保健医療部保健医療班
8	避難所等、被災者の生活対策	発災時	8-1	避難所となる施設の安全確認を行う。			施設管理者
			8-2	必要に応じて、避難所を開設するための職員を派遣する。住民により開設された場合は、協力して避難所環境の整備にあたる。			総務企画部受援動員班
			8-3	避難者数と避難者からの生活ニーズの把握を行う。同時に配慮が必要な人の人数と状態把握をできる限り行う。			教育部庶務班
			8-4	避難者名簿を作成する。			教育部庶務班 (施設管理者)
			8-5	避難所の備蓄物資の提供を行う。			施設管理者
			8-6	日用品等、必要な生活物資の提供依頼を行う。			生活支援部物資班
			8-7	備蓄品の災害用トイレを設置する。不足する場合は仮設トイレの支援を要請する。			施設管理者 環境部清掃班
			8-8	公衆トイレの点検を実施し、利用可能な公衆トイレを周知する。			環境部清掃班
			8-9	避難所への安否問い合わせ対応(名簿の情報の公開等)について、共通のルールを避難所担当者等に周知する。			教育部庶務班
			8-10	被災者台帳を作成する。			生活支援部 福祉部 都市基盤部

項目	対策項目	時期	枝番	活動内容	進捗状況	具体的な状況	担当班
8	避難所等、被災者の生活対策	応急期（1日）	8-11	多数の避難所が設置された場合、周辺市町村等に応援職員の派遣を要請する。			総務企画部受援動員班
			8-12	指定避難所以外の避難状況の把握手段（体制、巡回ルート等）の検討を行う。			生活支援部庶務班
			8-13	指定避難所以外の避難状況（場所、人数、介護を必要とする人数等支援を検討するのに必要な情報）を把握する。			生活支援部庶務班
			8-14	避難所の生活空間の整備を行う（トイレ、通路の確保、間仕切り、更衣用個室、腰掛ける場所等（配慮が必要な人、女性等を考慮））。			教育部庶務班（施設管理者）
			8-15	避難者支援のNPO／ボランティア派遣を依頼する。			生活支援部庶務班
							福祉部庶務班
			8-16	水やミルク、おむつ、離乳食、ウェットティッシュ等、抵抗力のない乳幼児の衛生状態を確保するための物資を確保する。			生活支援部物資班
			8-17	避難所のプライバシー確保対策を実施する（間仕切り、更衣室等の設置）。			施設管理者
			8-18	避難所等での衛生管理指導を行う。配布食料（弁当等）、炊出しの食材等の衛生に配慮する。また、広報を行う。			保健医療部保健医療班
							生活支援部物資班
8-19	避難所での保健活動を行う（こころのケア、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等を含む）。			保健医療部保健医療班			
8-20	温かい食事の提供や、アレルギーを持つ人への対応を図るなど、避難所における食事に配慮する。			生活支援部物資班			
8	避難所等、被災者の生活対策	応急期（3日）	8-21	衣類、寝具の清潔指導や清掃の実施等の衛生環境の指導を行う。			教育部庶務班（施設管理者）
			8-22	室温や換気等の室内生活環境を確認し、必要な措置をとる。			教育部庶務班（施設管理者）
			8-23	避難所における炊出し環境を整える（コンロ等の提供等）。			生活支援部物資班
			8-24	避難所周辺の入浴施設（銭湯等）や、ホテル・旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供等により入浴環境を整える。			総務企画部受援動員班
			8-25	ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。			生活支援部相談班
			8-26	臨時公衆電話の設置を依頼する。			教育部庶務班
			8-27	視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性の視点に立った避難所運営に努める。			教育部庶務班（施設管理者）
8	避難所等、被災者の生活対策	復旧期（1週間）	8-28	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。			教育部庶務班
			8-29	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。			教育部庶務班
9	特別な配慮が必要な人への対策	発災時	9-4	避難行動要支援者名簿等を用いて、避難の支援、安否の確認等の必要な措置を実施する。			福祉部救護班
			9-5	福祉避難所を開設する。			福祉部救護班
							児童部救援班
			9-6	避難所等において、配慮が必要な避難者等を把握し、必要に応じ、別室に誘導または医療機関・福祉避難所に移送する。			福祉部救護班
			9-7	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。			保健医療部保健医療班
9	特別な配慮が必要な人への対策	応急期（1日）	9-8	必要に応じ、常時介護を要する人等を福祉避難所等に移動させる。			福祉部救護班
			9-9	外国人や視覚・聴覚障害者等の情報伝達上配慮が必要な住民に対し、翻訳、文字・手話、音声等の多様な情報提供手段を用いた広報を行う。			広報班 関係各部
			9-10	チェックリストを使用し、生活不活発病の早期発見・早期対応を行う。また、ポスター・チラシ等による啓発を行う。			保健医療部保健医療班
			9-11	災害関連死の防止策を検討する。			教育部庶務班 福祉部救護班 保健医療部保健医療班
			9-12	高齢者や乳幼児等、配慮が必要な人に対する入浴環境の確保（介護施設の入浴サービスや民間ボランティア入浴車の手配）を行う。			福祉部救護班 生活支援部庶務班
			9-13	高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ（洋式等）を、トイレ業者等に要望し、設置する。			施設管理者
		環境部清掃班					

項目	対策項目	時期	枝番	活動内容	進捗状況	具体的な状況	担当班
9	特別な配慮が必要な人への対策	(3日) 応急期	9-14	避難所だけでなく、避難所以外で生活している被災者も含めた被災者の「こころのケア」を実施する。			児童部庶務班 教育部地域教育班
			9-15	避難所だけでなく、避難所以外で生活している人に対し、生活不活発病予防の情報提供を行い、予防のために通常の日常生活を遠慮なく送るよう広報する。			生活支援部庶務班
9	特別な配慮が必要な人への対策	復旧期 (1週間)	9-16	学校の児童生徒の「こころのケア」のため、カウンセラー派遣等について学校と連携して実施する。			教育部庶務班 教育部地域教育班
10	物資等の輸送、供給対策	発災時	10-3	避難者数、断水戸数等から必要な水の量、食料数を判断する。			教育部庶務班 生活支援部物資班
			10-4	協定業者等から食料及び生活必需品を調達し、避難所等に配送する。			生活支援部物資班 総務企画部調達班
			10-5	物流業者等と連携し、物資の配送拠点の確保や避難所等への配送ルートを含めた物資供給・管理システムを確立し、緊急輸送を実施する機関等に周知する。			生活支援部物資班
			10-6	都道府県や応援協定締結都市及びその他の市町村に、食料や生活必需品の調達について応援を要請する。			総務企画部調達班
			10-7	物資の配送に必要な車両を確保する。			総務企画部車両班
			10-8	緊急輸送道路の確保のため、車両乗り入れ規制や交通規制、ドライバーへの周知を行う。			都市基盤部庶務班
			10-9	外部からの救援物資の受入れの可否について判断する。結果は、多様な情報提供手段で被災地外に周知する。			生活支援部物資班 総務企画部調達班
			10-10	物資の輸送拠点における要員確保のため、応援要請を行う。			総務企画部受援動員班 (生活支援部庶務班)
10	物資等の輸送、供給対策	(1日) 応急期	10-11	給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被害者に応急給水を行う。必要に応じ、応援を要請する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。			水道部給水班
11	ボランティアとの協働活動	発災時	11-5	被害状況を踏まえ、ボランティアセンターの設置必要性等について、社会福祉協議会等と検討し、決定する。			福祉部庶務班
			11-6	域外からのボランティアの受入れ方針を判断し、被災地外に広報する。			福祉部庶務班
11	ボランティアとの協働活動	応急期 (1日)	11-7	必要に応じ、ボランティアの移動手段、宿泊場所の確保を行う。			福祉部庶務班
			11-8	ボランティア活動における安全面の確保や、被災者との接し方等に関する注意事項の周知を行う。			福祉部庶務班
			11-9	ボランティアセンターと連携し、ボランティアに支援を要請する被災者ニーズについて整理する。			福祉部庶務班
			11-10	ボランティアに被災者ニーズに沿った活動(コーディネート)を要請する。			福祉部庶務班
11	ボランティアとの協働活動	(3日) 応急期	11-11	ボランティアと町内会や消防団等の地域コミュニティとの連携等を支援する。			福祉部庶務班
12	公共インフラ被害の応急処置等	発災時	12-5	橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、裏山等の土砂災害・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。			都市基盤部道路班
			12-6	都道府県、消防、警察、地方整備局等のヘリコプター等による被害状況の把握を要請する。			参謀本部本部班 都市基盤部庶務班 消防部
			12-7	道路・橋梁・トンネル等の被害について、協定業者及び道路情報モニター等から、被害に係る情報を収集する。			都市基盤部道路班
			12-8	路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。必要に応じて、自衛隊等による支援を要請する。			総務企画部受援動員班
			12-9	道路啓開の後、重要施設へのアクセスや被災状況等を勘案し、道路の応急復旧を実施する。			都市基盤部道路班
			12-10	道路被害、啓開状況及び復旧見込みについて防災関係機関に連絡する。			都市基盤部道路班

項目	対策項目	時期	枝番	活動内容	進捗状況	具体的な状況	担当班
12	公共インフラ被害の応急処置等	発災時	12-11	公共土木施設(港湾、河川施設、空港等)の施設被害が発見された場合は、都道府県及び防災関係機関に報告する。危険が及ぶと判断される場合は、住民に情報伝達する。 ※個別の状況に関する事象			都市基盤部庶務班
			12-12	河川・護岸設備の異常が発見された場合は、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。			都市基盤部下水道班
			12-13	河川・護岸設備の異常による二次災害の危険性について把握し、必要に応じて住民等に情報提供し、避難勧告・指示等を発令する。			都市基盤部庶務班
							参謀本部本部班
			12-15	公園施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。			都市基盤部公園班
			12-16	道路等の被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。			都市基盤部道路班
			12-17	ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施する。			都市基盤部下水道班
			12-18	農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況を収集する。			生活支援部庶務班
12-19	農林水産業施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合は、排水ポンプによる当該地域の排水や、シートで覆うなどの地すべり又は亀裂の拡大防止、倒木の撤去等の応急対策を実施する。			生活支援部庶務班			
12	公共インフラ被害の応急処置等	(1) 応急期	12-20	土砂災害の専門家との連携により、土砂災害等の危険性について把握する。			都市基盤部建築調査班
			12-21	土砂災害の発生箇所において、二次災害の防止のための監視等の検討を行う。			都市基盤部建築調査班
			12-22	農地および農業施設等の被害状況について広報を行う。			生活支援部庶務班
13	建物、宅地等の応急危険度判定	発災時	13-1	職員の応急危険度判定業務の実施体制を確保する(応急危険度判定本部の設置等)。			都市基盤部建築調査班
			13-2	建物、宅地の被害に関する情報に基づき、建物/宅地応急危険度判定の実施について判断する。			都市基盤部建築調査班
			13-3	建物、宅地応急危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、広報する。			都市基盤部建築調査班
			13-4	建物、宅地応急危険度判定に必要な支援を他の地方公共団体・応急危険度判定士会・宅地判定士に要請する。			総務企画部受援動員班
13	建物、宅地等の応急危険度判定	(1) 応急期	13-5	建物、宅地危険度判定を実施する。			都市基盤部建築調査班
14	被害認定調査、罹災証明の発行	(1) 応急期	14-2	被害認定調査のための応援要員を確保する。			総務企画部受援動員班
			14-3	被害認定調査について実施時期を周知する。			生活支援部庶務班
14	被害認定調査、罹災証明の発行	(1) 復旧期	14-4	被害認定調査を実施する。			生活支援部調査班
			14-5	罹災証明の発行手続きについて広報する。			生活支援部庶務班
15	仮設住宅	応急期(3日)	15-4	周辺市町村及び都道府県の公営住宅の空き家情報を確認し、広報を行う。			都市基盤部住宅施設班
			15-5	都道府県と連携し、民間賃貸住宅の空き家状況を確認し、仮設住宅として借上げ、供与を行う。			都市基盤部住宅施設班
			15-6	仮設住宅の建設候補地を選定する。			都市基盤部住宅施設班
			15-7	被災戸数から供与仮設住宅戸数及び対象者を決定し、広報する。			都市基盤部住宅施設班
15	仮設住宅	復旧期(1週間)	15-8	仮設住宅を着工する。			都市基盤部住宅施設班
			15-9	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。			福祉部救護班
			15-10	住宅の応急修理について、制度を周知し、受付窓口等を設けて対応する。			都市基盤部庶務班
			15-11	住民が自ら確保した「みなし仮設」の対応方針について検討し、条件等を住民及び関係機関に周知する。			都市基盤部住宅施設班
16	生活再建支援	発災時	16-1	義援金の受入れについて、日赤(支部)等と連携し、受入口座を設定し、周知する。			福祉部救護班

項目	対策項目	時期	枝番	活動内容	進捗状況	具体的な状況	担当班
16	生活再建支援	（1）応急期	16-2	当座の生活資金のない被災者に対し、緊急小口資金(生活福祉資金貸付)等の対応について周知する。			福祉部救護班
16	生活再建支援	復旧期（1週間）	16-3	都道府県において被災者生活再建支援金の適用の公示後、給付条件等について被災者に周知する。			福祉部救護班
			16-4	被災企業等の借金返済に関する猶予等の特別措置について、近隣の金融機関等に要請する。			生活支援部庶務班
			16-5	事業再開のための相談窓口等を設置し、税理士・弁護士等の専門家の支援を得ながら、事業再開のための相談を実施する。			生活支援部庶務班
			16-6	義援金配分委員会を設置し、都道府県からの配分額及び被災状況等を考慮し、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法を定めた配分計画を決定する。			福祉部救護班
17	廃棄物処理	発災時	17-2	災害規模に応じて災害ごみ及びし尿の発生量の予測等を行い、収集、運搬、処分に関する実施計画を策定する。			環境部清掃班
			17-3	し尿の収集を、都道府県等の応援を得て開始する。			環境部清掃班
17	廃棄物処理	（1）応急期	17-4	倒壊のおそれがあるなどの危険な家屋等について、解体撤去を行う。			都市基盤部庶務班
17	廃棄物処理	（3）応急期	17-5	腐敗の早い燃やすごみについて、早急に収集を行う。			環境部清掃班
			17-6	がれき類が大量に発生する場合は、集積場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。			環境部清掃班
17	廃棄物処理	（1）復旧期	17-7	燃やさないごみ・粗大ごみの収集を行う。			環境部清掃班
			17-8	がれき類の収集をおおむね1か月以内に開始する。			環境部清掃班